



# 島根県報

平成16年 1月12日 (月)  
号外 第 1 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

家畜等の移出の禁止	(畜産振興課)	1
家畜等の移入の禁止	( " )	1

## 告 示

### 島根県告示第13号

家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年島根県規則第101号)第5条の規定により、山口県阿武郡阿東町で発生した高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、平成16年1月12日から当分の間、次の区域からの家畜等の移出を禁止する。

平成16年1月12日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 移出禁止する家畜等の範囲

鶏、あひる、七面鳥及びうずら並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品

#### 2 区域

益田市(柏原町、桂平町及び愛栄町の区域に限る。)、津和野町、日原町(国道9号線及び国道187号線より西側に位置する区域に限る。)、柿木村(国道187号線より西側に位置する区域に限る。)、及び六日市町(国道187号線より西側に位置する区域に限る。)

### 島根県告示第14号

家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年島根県規則第101号)第5条の規定により、山口県阿武郡阿東町で発生した高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、平成16年1月12日から当分の間、次の区域からの家畜等の移入を禁止する。

平成16年1月12日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 移入禁止する家畜等の範囲

鶏、あひる、七面鳥及びうずら並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品

#### 2 区域

山口市(山口市と防府市との境界線とJR山陽新幹線との交点を起点とし、同所から同山陽新幹線北側境界線に沿って西に進み、山口市と吉敷郡小郡町との境界線に至る線より北側に位置する区域に限る。)、萩市(相島及び見島の区域を除く。)、防府市(JR山陽新幹線より北側に位置する区域に限る。)、周南市(防府市と周南市との境界線と一般国道2号との交点を起点とし、同所から同国道北側境界線に沿って東に進み、県道新南陽日原線との交差点に至り、

同所から同県道西側境界線に沿って北東に進み、一般国道315号との三差路に至り、同所から同国道西側境界線に沿って北に進み、県道金峰徳山線との三差路に至り、同所から同国道北側境界線に沿って東に進み、県道下松鹿野線との三差路に至り、同所から県道下松鹿野線西側境界線に沿って北東に進み、県道徳山徳地線と県道下松鹿野線及び市道郷線との交差点に至り、同所から県道徳山徳地線北側境界線に沿って東に進み、市道奥畑秘密尾線との三差路に至り、同所から同市道西側境界線に沿って北に進み、大規模林道大朝・鹿野線に至り、同所から同林道西側境界線に沿って北東に進み、周南市と玖珂郡錦町との境界線に至る線より北側に位置する区域に限る。)、佐波郡徳地町、吉敷郡小郡町(中国縦貫自動車道より北側に位置する区域に限る。)、美祢郡美東町(中国縦貫自動車道より北側に位置する区域に限る。))及び秋芳町(美祢郡美東町と同郡秋芳町との境界線と県道美東秋芳西寺線との交点を起点とし、同所から同県道東側境界線に沿って北西に進み、県道宇部秋芳三隅線との三差路に至り、同所から県道宇部秋芳三隅線東側境界線に沿って北東に進み、同郡秋芳町と大津郡三隅町との境界線に至る線より東側に位置する区域に限る。)、大津郡三隅町(長門市と大津郡三隅町との境界線と県道豊田三隅線との交点を起点とし、同所から同県道東側境界線に沿って北に進み、一般国道191号と県道豊田三隅線及び県道野波瀬港線との交差点に至り、同所から県道野波瀬港線東側境界線を北に進み、海岸線に至る道路との三差路に至り、同所から同道路北側境界線に沿って北西に進み、海岸線に至る線より東側に位置する区域に限る。)並びに阿武郡川上村、阿武町、田万川町、阿東町、むつみ村、須佐町、旭村及び福栄村

